

久留米市人事給与・出退勤システムに係るサービス提供業務 質問回答

令和8年8月31日時点

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	仕様書	1	6-(1)-ア、イ	ISMAP登録のクラウドサーバ上でSaaS形態でのシステム提供することで認めてもらえますでしょうか。 その際に記載の内容等についても対応いたします。	ISMAPクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスを基盤として、本システムをSaaS形態で提供する構成については、提案可能とします。 ただし、本市が求めるSaaS形態とは、本システムの稼働に必要なサーバ、OS、データベース等の稼働環境を含め、受注者の責任及び負担において調達・保守・運用され、本市が当該稼働環境の構築・管理・保守等を行う必要がない形態を指します。 また、受注者において、仕様書に定めるセキュリティ対策及び脆弱性対応等を継続的に実施することを条件とします。 なお、本市がシステム基盤となるクラウド環境を別途契約・管理し、その環境上に本システムを構築・運用する形態など、本市にシステム基盤の管理・保守等の責任や作業が生じる形態は認めません。
2	公募型プロポーザル実施要領	1	6-②	共同事業体として参加をする場合、②の実績については、構成員全てが人事給与システムもしくは出退勤システムの新たな導入及び保守運用の実績が必要という認識でよろしいでしょうか。 また、国または地方自治体の実績については、地方独立行政法人等の公共団体についても含めますでしょうか。	前段について、例えば、A者とB者が共同事業体として参加する場合、A者が人事給与システムの新たな導入及び保守運用実績、B者が出退勤システムの新たな導入及び保守運用実績を有していれば問題ありません。 後段については、地方独立行政法人等の公共団体は含みません。
3	公募型プロポーザル実施要領	1	6-②	「令和2年度以降に、国又は地方自治体において、人事給与・出退勤システムの新たな導入及び保守運用の実績を有すること。」とありますが、業務実績調査に記載する際、導入と保守それぞれで実績のご提示が必要でしょうか(契約によっては、導入と保守をそれぞれ個別に締結しているケースもあるため、確認させていただけますと幸いです)。 また、その場合、添付する契約書の写しも導入と保守それぞれご提出が必要でしょうか。	導入実績と保守運用実績の双方の実績を確認させていただくため、それぞれご提出をお願いします。
4	公募型プロポーザル実施要領	2	8-(a)-エ、オ	登記事項全部証明書、納税(滞納なし)証明書は写しのご提出で問題ないでしょうか。	いずれも、写しの提出で問題ありません。
5	公募型プロポーザル実施要領	4	10-(5)	プレゼンテーションに使用する資料の正本についても押印および社名の記載が必要でしょうか。	プレゼンテーション資料の構成は押印を含め、基本的に任意とします。なお、正本については、提案者が分かるように商号又は名称を必ず記載してください。
6	業務実績調書	様式第8号	注3	契約書の写しについて、相手方との秘密保持および弊社の情報管理の観点から、機密情報にあたる箇所をマスキング(黒塗り)した上で提出させていただく可能性がございます。この場合、注3に記載の通り、「提案者・相手方の商号又は名称」が確認できる状態であれば問題ないでしょうか。	契約書の写しについて、機密情報にあたる箇所をマスキング(黒塗り)した上で提出していただいて構いません。